

[事業主の皆さまへ]

「均衡待遇・正社員化推進奨励金」の 正社員転換制度、短時間正社員制度に関するお知らせ

「父子家庭の父」に制度を適用した事業主に奨励金を加算して支給します!

◆均衡待遇・正社員化推進奨励金とは、

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、**正社員への転換制度や短時間正社員制度**などを設け、実際に適用した事業主に対して支給する奨励金です。

これまで母子家庭の母等に講じていた加算措置を拡充し、平成25年3月から、父子家庭の父に対しても、加算措置の対象とします。

なお、均衡待遇・正社員化推進奨励金は平成25年3月31日をもって廃止し、平成25年度からはキャリアアップ助成金（仮称）に整理・統合します。

加算の対象になるのは…

児童扶養手当(*)を受給している父子家庭の父に対し、平成25年3月1日から平成25年3月31日までに以下の取組を行った場合です。

- ・パートタイム労働者や有期契約労働者から正社員に転換
- ・短時間正社員制度を適用

☆正社員へ転換又は短時間正社員制度を適用した労働者の数2人目から10人目までが支給額の加算措置の対象です

(*)児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するために支給される手当で、児童手当ではありません。

支給内容

	支給額		対象労働者が、母子家庭の母等 又は父子家庭の父の場合の支給額	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
正社員転換制度 転換促進分 (対象労働者2人目~10人目)	15万円	20万円	25万円	30万円
短時間正社員制度 定着促進分 (対象労働者2人目~10人目)	15万円	20万円	25万円	30万円

◇ご注意◇

◆均衡待遇・正社員化推進奨励金の受給に当たっては、上記のほかにも各種要件や申請先の注意点が
あります。

◆詳しくは、「[「均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給申請の手引き](#)」、「[「均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成25年3月31日をもって廃止予定です](#)」をご覧ください。最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。

【厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) もご覧ください。】

トップページ>分野別の政策>雇用・労働>非正規雇用(有期・パート・派遣労働)>非正規雇用(有期・パート・派遣労働)の労働者を雇用する事業主の方へ



厚生労働省 ・ 都道府県労働局

【平成25年3月現在】